

京都市告示第150号

地方自治法第171条第4項の規定に基づき、会計管理者から次の出納員に、口座振替又は口座振込の方法により出納員の名義の預金口座又は貯金口座へ払い込まれる徴収金の収納に関する事務を委任しました。

令和6年4月30日

京都市長 松井孝治

1 委任された出納員の職名と出納員が口座により収納する歳入の種類

出納員の職名	口座により収納する歳入の種類
行財政局総務部総務課 ふるさと納税・企業版ふるさと 納税担当課長	京都みらい夢基金条例に規定する寄付金
市税事務所納税室 収納対策課長	地方税法に基づく滞納処分に係る取立てにより給付を受ける金銭又は公売保証金
市税事務所納税室 諸税・高額徴収担当課長	地方税法に基づく滞納処分に係る取立てにより給付を受ける金銭又は公売保証金
市税事務所納税室 納税推進課長	特別徴収の方法により徴収する個人の市民税、府民税及び森林環境税（いずれも国家公務員の給与所得に係るものに限る。）
保健福祉局生活福祉部 保険年金課長	地方自治法第231条の3第3項前段の規定による処分に係る取立てにより給付を受ける金銭（国民健康保険料又は後期高齢者医療保険料に係る徴収金に限る。）

(会計室)